#### 注記 (一般会計等)

### 1 重要な会計方針

#### (1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

有形固定資産及び無形固定資産の開始時簿価については、取得原価が判明しているものは、原則として取得原価とし、取得原価が不明なものは、原則として再調達原価としています。償却資産は、当該価額から減価償却累計額を控除した価額を計上しています。

また、開始後については、原則として取得原価とし、再評価は行わないこととしています。

## (2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的有価証券・・・償却原価法(定額法)
- ② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの・・・会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの・・・取得原価

## ③ 出資金

出資金については、市場価格がないため、出資金額により評価しています。ただし、実質価額が著しく低下したものについては、相当の減額を行った後の価額で計上しています。

#### (3) 有形固定資産等の減価償却の方法

有形固定資産(土地、立木竹、美術品・骨董品、歴史的建造物及び建設仮勘定を除く)及び無形固定資産(地上権、地役権、借地権、鉱業権等の用益物権を除く)は、定額法により減価償却を行います。

ただし、インフラ資産の工作物(道路の底地と一体である工作物のうち橋りょう、 トンネル、駐輪場、電線共同溝を除く構造物及び付属物)については、取替法を適 用しています。

また、所有権移転ファイナンス・リース取引(リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)に係る資産については、自己所有の固定資産に適用する方法と同一の減価償却を行います。

# (4) 引当金の計上基準及び算定方法

## ① 徵収不能引当金

短期貸付金、長期貸付金、未収金、長期延滞債権については、過去5年間の平 均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

## ② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額により算定することとしています。

## ③ 賞与等引当金

在籍者に対する6月支給予定の期末・勤勉手当総額とそれらに係る法定福利費相当額を加算した額のうち、前年度支給対象期間(対象期間開始日から3月31日まで)/全支給対象期間(6ヶ月)の割合を乗じた額を計上しています。

### (5) リース取引の処理方法

所有権移転ファイナンス・リース取引(リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。それ以外のファイナンス・リース取引及びオペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

#### (6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金及び現金同等物(出納整理期間中の取引により発生する資金の受払いを含む。)を、資金の範囲としています。

### (7)消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

#### (8) その他財務書類作成のための基本となる事項

物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額または見積価格が100万円以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

#### 2 重要な会計方針の変更等

該当事項はありません。

#### 3 重要な後発事象

該当事項はありません。

### 4 偶発債務

- (1)係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの 6件 4百万円
- (2) その他主要な偶発債務

該当する事象はありません。

## 5 追加情報

- (1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項
  - ① 対象範囲(対象とする会計名)
    - 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりとします。
    - 一般会計
  - ② 一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異

一般会計等=一般会計とします。一般会計等は、公営事業会計のうち一部の公 営企業会計(介護サービス事業及び駐車場整備事業)を含みますが、普通会計は含 みません。また、一般会計等は、全職員の退職手当引当金を計上していますが、 普通会計は、公営事業会計に属する職場に勤務する職員分を含みません。

#### ③ 財務書類の作成基準日及び出納整理期間

財務書類の作成基準日(以下「基準日」という。)は、会計年度末(3月31日)とします。ただし、会計年度末から地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の5に定める出納の閉鎖までの期間における歳入及び歳出並びにそれに伴う資産及び負債の増減等を反映した後の数値をもって会計年度末の数値としています。(港区財務書類作成基準第3条)

- ④ 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。
- ⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況

実質赤字比率	△12.51%
連結実質赤字比率	△13.65%
実質公債費比率	△1.5%

⑥ 債務負担行為の翌年度以降の支出予定額33,365百万円

## ⑦ 繰越事業に係る将来の支出予定額

区分	金額	
繰越明許費	1,275百万円	
事故繰越	9百万円	

## (2)貸借対照表に係る事項

- ① 道路敷地の評価額
  - ア 「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」の原則的な評価基準及び評価方法によった場合の評価額 301,637百万円
  - イ 貸借対照表に計上されている評価額 2,373,393百万円 本区では総務省方式改訂モデルに基づいた評価基準及び評価方法によっ ており、アの金額とは差異が生じています。
- ② 売却可能資産 該当する資産はありません。
- ③ 将来負担に関する情報(地方公共団体財政健全化法における将来負担比率の算定要素)

, = 31,11,	
標準財政規模	115,249百万円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額	2,236百万円
算入額	
将来負担額	16,150百万円
充当可能基金額	254,430百万円
特定財源見込額	0円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	14,104百万円

# (3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分(不足分)の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

## ② 余剰分

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

## (4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支(プライマリーバランス)

業務活動収支(支払利息支出除く)	40,140百万円
投資活動収支	△12,212百万円
(基金積立金支出及び基金取崩収入を除く)	
基礎的財政収支	27,928百万円

② 既存の決算情報との関連性(「5(1)②一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異」に係るものを除く)

	収入(歳入)	支出(歳出)
歳入歳出決算書	204,168百万円	189,055百万円
差額	5,900百万円	△6,140百万円
資金収支計算書	198,268百万円	195,195百万円

歳入歳出決算書と資金収支計算書の収入の差は、繰越金6,209百万円、他会計との取引に伴う修正△309百万円によるものです。歳入歳出決算書と資金収支計算書の支出の差は、歳計剰余金処分による財政調整基金の積み立て△5,831百万円、他会計との取引に伴う修正△309百万円によるものです。歳入歳出決算書と資金収支計算書に会計の範囲の違いはありません。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との内訳 資金収支計算書

業務活動収支	40,	139百万円
投資活動収入の国都等補助金収入	4,	5 2 1 百万円
未収債権、未払債務等の増加(減少)	2,	710百万円
減価償却費	$\triangle 14$ ,	133百万円
賞与等引当金繰入額	$\triangle 1$ ,	123百万円
退職手当引当金繰入額	$\triangle 1$ ,	235百万円
徴収不能引当金繰入額	$\triangle$	125百万円
資産除売却益(損)	$\triangle$	117百万円
純資産変動計算書の本年度差額	30,	638百万円

④ 一時借入金の増減額が含まれていない旨並びに一時借入金の限度額及び利子 の金額

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。 なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額 500百万円

一時借入金に係る利子額

0円

# ⑤ 重要な非資金取引

重要な非資金取引は次のとおりです。

新たに計上した所有権移転ファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額 39百万円